

宮崎県建設業協会機関誌



一般社団法人

宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985)22-7171 FAX (0985)23-6798



現場見学 おやじの日 平成25年8月3日(土) 10:00~12:00

対 象 者 工事関係者の家族等

場 所 東九州道(県境~北川)熊野江地区6号函渠工工事

施工業者 ㈱盛武組

管 轄 九州地方整備局 延岡河川国道事務所

説 明 者 延 岡地区建設業協会 会長 山﨑 三

高千穂地区建設業協会 会長 竹尾 通洋

2015

3

No.485

目 次 CONTENTS

●平成27年3月の行事予定
●会員の異動状況······ 2
●宮崎県建設業協会 1. 第12回常務理事会を開催 ······ 3 2. 第11回宮崎県県土整備部との意見交換会を開催 ···· 5 3. 平成26年度農業土木委員会の開催 ··· 7
3. 十成20年及展業工术委員会の開催 7 4. 建設業若年者入職促進・人材育成事業(地域人づくり事業)の実施状況について 8 8 5. 公共工事の円滑な施工確保について 9 9 6. 協会からのお知らせ①(社会保険未加入対策について) 12 12 7. 協会からのお知らせ②(土木工事積算基準の改定について) 13 13 8. 協会からのお知らせ③(九地整入札契約手続きの見直しについて) 13
●雇用改善コーナー 平成27年4月1日からパートタイム労働法が変わります
●事業協同組合 地域建設業経営強化融資制度について
●技士会 1. 平成27年度1級・2級土木施工管理技術検定試験受験準備講習会のご案内 17 2. 平成27年度1級・2級土木施工管理技術検定試験の申込み受付について 17 3. 平成26年度2級土木施工管理技術検定の合格発表 18 4. 平成27年度監理技術者講習のお知らせ 19
●建退共
●厚生年金基金 事業概況(1月分)······21
●建災防 1. 平成28・29年度入札参加資格審査における会員(加入)証明書の交付について 22 2. 足場に関する労働安全衛生規則の改正について 22 3. 「足場の組立等の業務に係る特別教育」の新設について 23 4. 平成27年度上半期(4月~9月)講習会の案内 24
●火薬協会 平成27年度の火薬類保安講習会の開催について
●保証会社 1. 宮崎県内の公共工事動向(前払保証分)(1月分)26 2. 中間前払金制度のご案内27
●書籍のご案内 大成出版社からの書籍のご案内·······28

🯿 🖫 平成 27 年 3 月行事予定 🖫 🖺

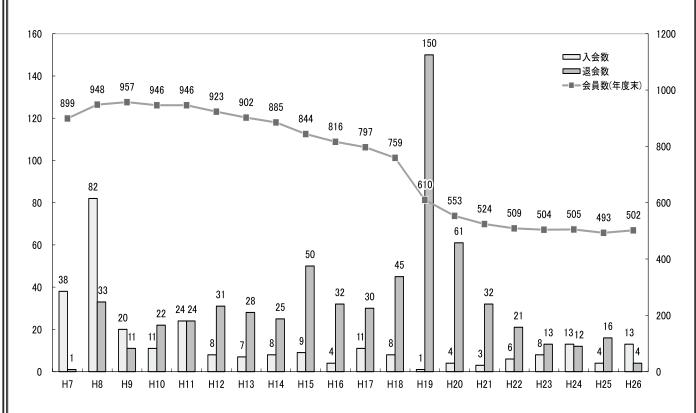
日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	日			
2	月	九建協会長会議、九州地方整備局との 意見交換会(福岡)	建災防全国支部事務局長会議 (東京) 車両系建設機械 (整地・掘削) 運転 技能講習 (7日まで清武)	
3	火			
4	水	県協会第2回総務委員会		
5	木			
6	金			建設業振興基金金融事業説明会(東京)
7	土			
8	日	26年度下期建設業経理検定試験		
9	月			
10	火	県協会第2回建築委員会	基金企業年金連合会九地協宮崎部 会第3回役職員情報交換会	
11	水	県協会第2回国土交通委員会		
12	木	全建理事会·協議員会(東京) 県協会第2回土木·労務資材対策委員会 建設産業人材確保·育成推進協議会全国 担当者会議(東京)	建退共本部運営委員会・評議員会 (東京)	
13	金	県議会2月定例会閉会	建災防本部理事会(東京)	
14	土	青年部連合会常任理事会		
15	日			
16	月	県協会第13回常務理事会、県土整備部 との意見交換会	基金告知書発送	火薬保安協会理事会
17	火	県協会第5回農業土木委員会		
18	水			
19	木		災防団体連絡協議会 (宮崎)	
20	金	九州技士会会長・事務局長会議(福岡)		
21	土	春分の日	春分の日	春分の日
22	日			
23	月	宮崎県防災会議 宮崎県総合企画審議会専門部会 (産業づくり)		
24	火			
25	水	県協会第2回理事会	建退共支部事務局長会議(東京)	
26	木	全建専務・事務局長会議(東京) 建設業振興基金全国協議会(東京)	建退共本部加入促進対策委員会 (東京)	
27	金	建設業若年者入職促進・人材育成事業第5回 集合研修(建設業に関する法規研修)		
28	土			
29	日			
30	月			
31	火			

■・ 会員の異動状況 ■ ■

【新規加入会員】

地区	区名		会	社	名			代 表	社	名	
小	林	(有)	永	﨑	建	設	永	﨑	ま	ち	子

- 宮崎県建設業協会員数の推移 - -



年 度	Н7	Н8	Н9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
年度当初	862	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493
入会数	38	82	20	11	24	8	7	8	9	4	11	8	1	4	3	6	8	13	4	13
退会数	1	33	11	22	24	31	28	25	50	32	30	45	150	61	32	21	13	12	16	4
年 度 末	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	502

※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退 (68社脱退)、H26はH27.2.25現在

宮崎県建設業協会■■■

1. 平成26年度第12回常務理事会を開催

平成27年2月16日(月)午後1時30分、建設会館2階「委員会室」において、樫村事務局長が定足数(13/13名:会成立)の報告して開会を宣した。

開会にあたり山﨑会長より「各地区協会長には、品確法の講演会に参加いただきお礼を申し上げる。後刻開催された意見交換会にも出席したが佐藤室長の思いが伝わった。また、都城市後方支援シンポジウムにも、周辺の協会長に参加いただきお礼を申し上げる。

県との意見交換会では、来年度予算の概要や地域 維持型契約等について説明があるが、忌憚のない意見 をお願いしたい。」と挨拶を述べられ、議事に移った。 議題については次のとおり。



山﨑会長挨拶



第12回 常務理事会



新規会員入会について

樫村事務局長が資料1に基づき、小林地区から1社、 延岡地区から2社、合計3社について入会の推薦があっ たことを報告し承認された。



県との意見交換会について

樫村事務局長が資料2に基づき、県土整備部の出席者 及び意見交換会の議題を報告した。

山﨑会長が、格付について各地区の意見を求めているが、3月に常務理事会で方向性を詰めること、また、本日は県の考えを聞くことを報告し承認された。



平成 27 年度全国建設業協会長表彰の 推薦について

大谷総務課長が資料3に基づき、各地区協会から第2条 関係が5名、第4条関係が14社、第5条関係が6名、 合計25の候補者が推薦されたことを報告し承認された。



改正品確法の運用指針に基づく市町村への 要望活動について

山﨑会長が、発注者に対して運用指針が作成されたこの機会に、建産連と調整して資料4の先に要望書を 提出したいと報告した。

樫村事務局長が、要望書は必ず実施すべき事項と実施に努める事項で整理を行い、また、建産連については、 測量設計業協会の意見を伺い、事務局が取り纏めることを 報告し承認された。

国と県に対しては、要望の是非を確認し要望を行う場合は事前に連絡を行うこと、及び、市町村議会にも要望書を提出することが承認された。

また、市長会、町村長会への要望書提出について意見が出された。

宮建協 💌



宮崎県議会との意見交換会における 課題への対応について

樫村事務局長が資料5に基づき、県議会議員から質問のあった業界の赤字の原因について、九州各県と本県の入札契約制度の運用方法及び落札率等の比較を事務局が調査した結果の報告を行い、常務理事会において今後の参考にすることが承認された。



東九州自動車道整備に関する宮日新聞 共同広告依頼について

樫村事務局長が資料6に基づき、県商工会議所連合会から3月21日の東九州自動車道、佐伯・蒲江間開通に伴う宮日新聞の特集について、公告協賛の依頼があったことを報告し承認された。

議題7

その他

(1)地域人づくり事業について

有馬コーディネーターが参考1に基づき、2月10日までの雇用実績と今後の雇用見込み、続いて集合研修について報告した。

続いて、協力事業所の2次募集計画については、単年度 予算の制約を受けて予算が不足するため、募集を中止 することを報告した。

(2) 農業土木委員会開催結果報告について

淵上農業土木委員会委員長が参考2に基づき、1月20日(火)に開催された意見交換会の結果及び1年間の総括を報告し、総会までに委員会を2回開催することを報告した。

菊池土木農林課長が、今後簡素化の施行が実施される ため、説明会の開催を計画することを報告した。

(3) 宮崎河川国道事務所との意見交換会開催について

樫村事務局長が参考3に基づき、宮崎河川国道事務所管内の8地区協会に意見交換会を2月27日(金)に開催する案内を行い、別途、参加者から要望・意見を募っていることを報告した。

(4) 平成27年度通常総会基調講演講師について

樫村事務局長が参考4に基づき、先月の常務理事会 で候補者として決定した米田雅子氏について、承諾さ れたことを報告した。



4月の常務理事会開催日について

4月の常務理事会は、4月13日(月)に開催すること、 及び執行部との懇親会を計画することが承認された。

■■宮建協

2. 第11回宮崎県建設業協会と宮崎県県土整備部との意見交換会を開催

平成27年2月16日(月)午後3時00分、建設会館5階「会議室」において、第11回目の意見交換会が開催された。 出席者については下記のとおり。

◇宮崎県県土整備部

管 理 課:福嶋部参事兼課長、井上課長補佐

高妻主幹、日高主幹、丸田副主幹

蛯原主任技師

技術企画課: 髙橋部参事兼課長、大坪課長補佐

桑畑主幹、否笠主幹、岩切主幹

春田主査

道路保全課:馴松課長、矢野課長補佐

◇公共三部共管

工事検査課:永野課長、岡留工事検査専門員

◇宮崎県建設業協会

常務理事会:山崎会長、谷口・河野(宏)・

竹尾副会長、後藤・小野・堀之内・

淵上・藤元・河野(孝)・甲斐常務理事

事 務 局:岡田専務理事、樫村常務理事

兼事務局長、大谷・林田・菊池課長

【山﨑会長挨拶】

品確法の講演会を主催していただきお礼を申し上げる。 協会としても担い手確保に努力していきたい。

また、都城市後方支援シンポジウムは、本県の新しい 対策が始まると感じて参考になった。

平成28・29年度の格付について意見を集約し、3月に本会の方向性を出したい。

本日は、予算案について説明があるが、公共事業予算 確保にご配慮いただきたい。



山﨑会長挨拶

【福嶋県土整備部参事兼課長挨拶】

品確法の講演会が無事に開催できたことにお礼を申 し上げる。住宅関係で会計検査院が4月に来ることに なった。年度末が近づき多忙な時期になるがよろしく お願い申し上げる。



福嶋県土整備部参事兼課長

◆県からの情報提供について(説明順)

(1) 平成27年度当初予算案の概要について(管理課)

知事選挙の影響で「骨格予算」として編成したものであり、6月議会で「肉付け予算」として追加補正する。

(2) 建設工事における指名競争入札の試行状況等に ついて(管理課)

平成26年12月末現在の188件の試行件数と検証状況 (未定稿)を説明。

(3) 地域維持型契約について(技術企画課・道路保全課) 平成26年12月末現在の188件の試行件数と検証状況 (未定稿)を説明。

(4) 平成27年2月公共工事設計労務単価等について (技術企画課)

新単価について、2月からの適用やインフレスライドの運用、技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関する説明。2月1日以降契約する工事で、公表前の単価になっているものは、旧単価で契約後特例措置の対象になる。

◆意見交換

本会→平成28・29年度の格付けについて県の考えを伺い たい。

宮建協 ■ ■



県土整備部との第11回意見交換会

- **県→**現在の格付の姿を参考に協会の意見を伺いたいと いうことを1月にお願いしたものである。
- 本会→地域維持型契約の4週2休は契約後に休暇を決めるのか。
 - 県→その通りである。
- 本会→入札参加資格の様式はどれか。
 - 県→地域維持型契約方式試行要領の様式第2号になる。
- 本会→地域維持型契約の要領はいつから公開されるのか。
 - 県→本日からダウンロードが可能である。
- 本会→現場主任者の専任は必要ないのか。
 - 県→専任は必要ない。
- 本会→地域維持型契約の委任状は、構成員全員からもらって代表企業が入札するのか。
 - 県→その通りである。
- 本会→公告は3月上旬になるのか。
 - 県→その通りである。
- 本会→履行体制確認表(その1)について、同じ会社が 履行業者とサポート業者になって良いのか。
 - 県→良い。
- 本会→履行体制確認表(その2)と現場主任者の資格・ 経験調書の関係はどうなるのか。
 - **県→**現場主任者の資格・経験調書は履行体制確認表 (その2)を確認するものである。
- 本会→申請した以外の現場主任者でも大丈夫か。
 - 県→専任義務はないので同等以上の資格があれば代わっても良い。
- 本会→協定書に甲型があるのはなぜか。

- 県→様々な形で対応できるよう準備したものである。
- 本会→3月上旬に公告すると説明されたが、土木事務所 のスケジュールを確認していただきたい。
 - 県→土木事務所に確認していただきたい。
- 本会→格付について、特AとAの受注高が分かる資料が 県にあれば参考にしたい。
 - 県→資料がないため、協会の現状の意見をお聞きしたい。
- 本会→指名競争入札について、制度化をお願いしたとこ ろであるが見通しはいかがか。
 - 県→他の団体とも意見交換してデータを整理しており、 3月中に新年度の考え方を説明できたらと考える。

◆総括

【山﨑会長】

品確法の講習会は全国で初めての試みだったことに、 改めてお礼を申し上げる。今後、建産連としてお願い するところはしていきたい。

午後4時10分、意見交換会を終了した。

3. 平成26年度 農業土木委員会を開催

平成26年5月の通常総会にて農業土木委員会が承認され設置されました。これは、県農政水産部と農業土木関係の諸事項について協議、意見交換する場として設置され、概ね2ヶ月に一回のペースで開催し、平成27年3月開催の委員会で第5回となります。

引き続き委員会を開催致しますので、会員の皆様の提案議題をお願い致します。

各委員会には、県農村計画課長、補佐、出先機関の農村計画課長、農村整備課長なども参加しております。

これまでの取り組み

回数	年月日	主な協議事項
1	H26 6 · 24	・ASの設計密度の見直し、パイプライン、ほ場整備などの設計図書の精度の向上、適正な設計単価での積算について ・ほ場整備畦畔工の設計単価の見直しについて ・材料搬入写真の簡素化、管水路工事の工事書類の簡素について 上記を含めて19項目について議論をした。
2	H26 8 • 4	第1回の協議に基づいて、県の回答が示され、主なものは下記のとおり ・ASの設計密度を変更する。(単価の増)、設計図書のチェック体制 の強化、農業土木委員会の意見を聞きながら工事書類の簡素化の 検討を行う。 ・現場の条件に合った積算の徹底を職員に指導する。 検討中のものもあり、次回に協議することなどを確認した。
3	H26 10 · 21	第2回の協議に基づいて、県の回答が示され、主なものは下記のとおり ・仮舗装の現場密度の測定について簡素化の試行を行う。 ・管水路工の出来形管理について簡素化の試行を行う。 ・管水路資材の使用材料写真等の簡素化を更に検討する。 これまでの検討結果から、簡素化の試行について平成 26 年 10 月 28 日 及び平成 27 年 1 月 1 日に、ホームページで周知された。
4	H27 1 · 20	第3回の継続議題や新たな議題など13項目について、県の回答が示され、主なものは下記のとおり ・農地の一時転用については、農業委員会に事前協議することで期間短縮を図りたい。 ・残土処理数量のロスの取り扱いは検討する。 ・パイプライン工事の実績を県土整備部の同種工事として認めることや畦畔工の単価などについて検討する。 ・簡素化の試行が本格的に導入されれば、協会主催などの研修会に職員を派遣したい。

宮建協 ■ ■

4. 建設業若年者入職促進・人材育成事業(地域人づくり事業) の実施状況について

(1) 雇用実績

11人/26人(技術系 8 人·事務系 3 人) ※ 3 月雇用決定事業所 2 事業所/2 人決定

(2)集合研修

第3回 建設業者研修(建設業編)	第4回 新人労働安全衛生研修
平成 27 年 1 月 23 日(金)10 時から 15 時 宮崎県建設会館 5 階 会議室	平成 27 年 2 月 12 日(木)13 時から 16 時 宮崎県建設会館 5 階 会議室
①建設業法について 宮崎県県土整備部 管理課 建設業担当	建設業労働災害防止協会宮崎県支部 登録講師 ・CSP労働安全コンサルタント
主査 平井 巨樹 氏	・CIS労働衛生コンサルタント
②入札・契約制度について	山﨑 征雄 氏
宮崎県県土整備部 管理課 入札制度担当	労働災害防止を目的に、工事現場等における安全行動並びに
主査 川野 洋之 氏	安全管理について学ぶ。
③品質確保及び総合評価落札方式について	①機械等の危険性や作業の点検及び手順に関すること。
宮崎県県土整備部 技術企画課 技術評価担当	②作業環境について、整理整頓及び清潔の保持に関すること。
主任技師 安部 知之 氏	③事故等における応急借置及び退避に関すること。



第3回 建設業者研修



第4回 新人労働安全衛生研修



平井 巨樹 氏



川野 洋之 氏



安部 知之 氏



山﨑 征雄 氏

※ 集合研修予定

第5回 建設業に関する法規研修

- ■平成27年3月26日(木)
- ■13時30分から15時30分
- ■宮崎県建設会館 5階 会議室

宮崎県土木施工管理技士会 登録講師 小城 文男 氏

豆奶肿肿 有物 人为 以

- ①建設工事請負契約約款について
- ②建設業者間の下請負契約について
- ③その他

■ 宮建協

5. 公共工事の円滑な施工確保について

日本経済の好循環を確かなものとし、地方にアベノミクスの成果を広く行き渡らせるためには、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」(平成26年12月27日閣議決定)及び平成27年2月3日に成立した平成26年度補正予算も含めた今後の公共工事の迅速かつ着実な実行が重要です。

「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」では、地域の産業振興等による経済の活性化として、「建設産業の担い手を確保するとともに、発注平準化等の施工確保対策を講じる」などとされています。

このため、各地方公共団体におかれては、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」の趣旨及び「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(平成26年10月22日付け総行行第231号・国土入企第14号)において要請した内容を踏まえ、下記の措置を講じることにより、今後の公共工事の円滑な施工確保を図っていただくよう、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第18条第2項に基づき、要請します。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村(指定都市を除く。)の長及び議会の議長に対しても、本要請の周知をよろしくお願いします。

1. 適正な価格による契約について

(1) 予定価格の適切な設定について

予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、平成27年2月1日に改定した最新の労務単価を適用するなど、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行うこと。

また、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、「予定価格の適正な設定について」(平成26年1月24日付け総行行第13号・国土入企第27号)及び「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」により繰り返し要請したとおり、厳に行わないこと。

さらに、公共建築工事については、「公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について」(平成26年1月24日付け総行行第12号・国営計第102号・国土入企第24号)において通知した内容及び「公共建築工事の円滑な施工確保対策に係る取組の強化について」(平成27年1月30日付け国土入企第32号)において通知した「営繕積算方式」の普及・促進の趣旨を踏まえ、実勢を踏まえた適正な予定価格の設定等を通じた円滑な施工確保を図ること。

(2) ダンピング対策の強化について

低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注の 排除を図ること。このため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度のどちらも未導入の地方公共 団体にあっては、早急に制度導入に向けた検討を行うこと。

また、「低入札価格調査における基準価格の見直し等について」(平成25年5月16日付け総行行第74号・国土入企第3号)により要請したとおり、平成25年5月の「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」の見直しを踏まえ、低入札価格調査基準価格及び最低制限価格について、その算定方式の改定等により適切に見直すこと。

(3) 低入札価格調査の基準価格等の公表時期の見直しについて

低入札価格調査基準価格及び最低制限価格については、その事前公表により、当該近傍価格へ入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力に

宮建協 ■

よる競争を損ねる弊害が生じうること、地域の建設業の経営を巡る環境が極めて厳しい状況にあることにかんがみ、事前公表は取りやめ、契約締結後の公表とすること。

予定価格についても、その事前公表によって同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うものとすること。

(4) スライド条項の適切な設定・活用ついて

契約後の資材や労務費の高騰等の変動に備え、いわゆるスライド条項(公共工事標準請負契約約款第25条)を適切に設定するとともに、受注者からの申請に応じて適切な対応を図ること。また、その旨建設業者に周知徹底すること。

(5) 設計変更等の適切な実施について

設計図書の不備等による着工の遅れ、人員不足による検査の遅れなど発注者側の事情に起因して工期が長期化した場合には、設計変更等により適切に対応すること。

(6) 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更等について

遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更等について、「平成24年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行について」(平成25年2月6日付け国技建第7号)を参考として、適切な運用に努めること。

2. 技術者・技能者等の効率的活用について

(1)地域の実情等に応じた適切な規模での発注について

工事の発注量や労務の需給に係る状況等から技術者や技能労働者の不足が懸念される地域では、技術者等を有効活用するため、地域の実情等に応じて、複数の工区をまとめて発注する発注ロットの大型化など、適切な規模での発注を行うこと。その際、施工箇所が点在する工事の間接費の積算については、「平成24年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行について」を参考に、適切に行うこと。

(2) 技術者の専任等に係る取扱いについて

主任技術者の専任に係る取扱い、現場代理人の常駐義務緩和に関する運用及び監理技術者等の専任を要しない期間の設定については、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて(改正)」(平成26年2月3日付け国土建第272号)における趣旨を踏まえ、適切に対応すること。

3. 施工時期等の平準化について

受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、債務負担行為の積極的な活用等による適切な工期の設定、工事開始前に労働者確保等の準備を行うための余裕期間の設定等により、施工時期等の平準化に努めること。

■ 宮建協

4. 入札契約手続の効率化等について

入札契約手続の実施に当たっては、透明性、公正性の確保等を図るとともに、事業に早期に着手できるよう、 入札公告等の準備行為の前倒しや総合評価落札方式における提出資料の簡素化、指名競争入札方式の活用等に より可能な限り手続に要する期間の短縮に努めるとともに、事業執行の迅速化や効率化に資する適切な規模で の発注、総合評価落札方式における技術審査・評価業務の効率化、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の2第1項第8号に基づき契約すること等により、事務の改善及び効率化に努めること。

5. 地域の建設業者の受注機会の確保について

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)に基づく「平成26年度中小企業者に関する国等の契約の方針」(平成26年6月27日閣議決定)において、地域の中小企業者の適切な評価を行うとともに、公共工事の効率的施工等が期待できる工事については、極力分離・分割して発注を行うこと等とされている趣旨を踏まえ、引き続き中小建設業者等の受注機会の確保に努めること。

6. 建設業者の資金調達円滑化のための取組について

前払金・中間前払金について未導入の団体については早急にその導入を図るとともに、前金払制度のさらなる活用や支払限度額の見直し、中間前金払制度の手続の簡素化・迅速化、工事請負代金の支払手続の迅速化に努めること。

また、地域建設業経営強化融資制度について、引き続き積極的な活用に努めるとともに、本制度の趣旨を踏まえ、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努めること。

7. 就労環境の改善について

平成27年2月3日に成立した補正予算による経済効果の早期発現のためには、発注者から元請企業、下請企業を通じて建設労働者に至るまで適切に支払が行われることが重要である。そのため、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」(平成27年1月30日付け国土入企第27号)を踏まえ適切な価格での契約及び技能労働者等への適切な水準の賃金の支払等を促進するとともに、前払金・中間前払金の活用、適切な工期の設定や柔軟な設計変更などにより建設労働者の就労環境の改善に努めること。

宮建協 ■■■

6. 協会からのお知らせ①(社会保険未加入対策について)

基本問題小委員会における提言(社会保険未加入対策関係) 国土交通省

- 1. これまでの中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会における提言
- ①行政・元請企業による加入指導、法定福利費確保に向けた取組等の総合的な対策を推進すべき
- ②平成29年度を目途に、事業者単位では許可業者の100%、労働者単位では少なくとも製造業相当の加入を目指すべき
- 2. 総合的対策の推進

国土交通省においては、平成29年度を目途に目標を達成するため、これまでに以下のような総合的対策を推進

- ①行政・元請企業・下請企業等の関係者が一体となった推進体制(社会保険未加入対策推進協議会)の整備
- ②建設業法施行規則等関係法令の改正(平成24年5月公布)
 - ・建設業の許可申請書類、施工体制台帳の記載事項等への記載事項追加、経営事項審査における社会保険未加入業者への減点措置の厳格化
- ③社会保険加入状況の把握、確認・指導等
 - ・公共工事労務費調査を活用した加入状況の把握・公表
 - ・建設業担当部局における建設業許可・更新、経営事項審査、立入検査時の加入状況の確認・指導、保険担当部局への通報
- ④建設企業における取組の推進
 - ・「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の策定(これを踏まえ、元請企業が下請企業の保険加入状況を把握、加入指導)
 - ・社会保険加入促進のためのポスター・リーフレットの作成・配布等による周知・啓発
- ⑤法定福利費の確保
 - ・公共工事設計労務単価の改訂等により必要な法定福利費(事業主負担分・本人負担分)の額を公共工事の予定価格に反映
 - ・各専門工事業団体による法定福利費が内訳明示された標準見積書の作成、活用(平成25年9月から一斉に活用開始)
- 3. 今後取り組むべき対策の方向

現状

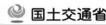
- ①社会保険等への加入状況:企業別87%、労働者別58%(平成24年度公共工事労務費調査、3保険への加入率)
- ②東日本大震災からの復旧・復興等による建設投資の回復
- ③国民負担による必要な法定福利費額の公共工事の予定価格への反映

今後の対策の方向性

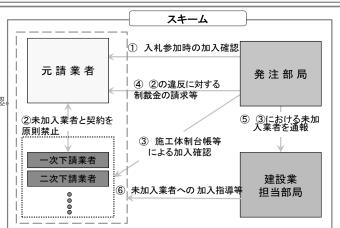
今こそ更に取組を加速化する必要性

- これまで講じてきた総合的対策の推進に加え、
- ○公共工事の施工に関し、社会保険未加入業者に対する厳正かつ適切な指導監督を強化するとともに
- ○公共工事において元請業者・一次下請業者から社会保険未加入業者を排除

国土交通省直轄工事における社会保険等未加入対策



- 平成26年8月1日以降に入札手続を開始する国土交通省直轄工事において、
- ・社会保険等未加入建設業者に対する指導監督を強化する。
- ·元請業者及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における一次下請業者につき、社会保険等加入業者に限定する。 (※)建築一式工事の場合は4500万円
- ①入札参加時に元請業者の<u>保険加入状況を確認</u>。 (未加入の元請業者は工事から排除)
- ②未加入の一次下請業者との契約を原則禁止。
- ③施工体制台帳等で全ての下請業者の保険加入状況を確認。
- ④未加入の一次下請業者と契約したことが判明した場合の 措置を実施。(元請業者への制裁金の請求等)
- ⑤全ての未加入業者を発注部局から建設業担当部局に通報。
- ⑥建設業担当部局において未加入業者(二次下請以下も 含む。)への加入指導等を引き続き実施。



- 平成27年度以降は、競争参加有資格者名簿に登録できる企業を社会保険等加入建設業者に限定する。
- 〇上記内容に付き、平成26年5月16日付けで地方整備局等宛に通知を発出。また、同日付けで、地方公共団体に対し、 当該通知を参考送付し、同様の取組の検討を促した。

■ ■ 宮建協

7. 協会からのお知らせ② (土木工事積算基準の改定について)

平成26年度 土木工事積算基準 改定概要(4月1日適用) ♥ 日

❷ 国土交通省

■主な改定のポイント

施工実態を反映し、土木工事積算基準を次の通り、改定を行う。

- ①維持修繕工事等の標準歩掛等の新設・見直し
- ②間接工事費率(共通仮設費率、現場管理費率)の見直し(施工箇所点在や小規模施工に対応)
- ③工事一時中止に伴う費用の算定方法を見直し
- ④東日本大震災被災3県専用の積算基準の一部見直し

①維持修繕工事等の標準歩掛等の新設・見直し

- ・橋梁補修関係の3工種の歩掛を新設 (断面修復工、ひび割れ補修工、表面被覆工)
- ・切削オーバーレイ工、堤防除草工、道路除草工の歩掛見直し
- ・全面改定15工種、一部改定22工種
- ・建設機械等損料の改定



②間接工事費率の見直し

- ・間接工事費を算定する、工事箇所の単位を 直径5kmから1km程度に見直し
- ・小規模施工の実態に合わせるため、より小規模の工事 の間接工事費率を設定 環行事式対象領下限 800万円 16.64%



③工事一時中止に伴う費用の算定方法の見直し

- ・工事一時中止に伴い増加する費用の算定に用いる 経費率を現行の率から20%割増し
- ・新たに基本計上費用を計上 (土木一般世話役×中止日数)

④東日本大震災被災3県専用の積算基準の一部見直し

- ・土工【3工種】
- ー ダンプトラック不足等→日当り作業量低減を 10%から20%に見直し
- ・コンクリートエ【29工種】
- セメント供給不足等 →日当り作業量低減10%を継続
- ・建設機械等損料の維持修理費率を5%割増し

8. 協会からのお知らせ③ (九地整入札契約手続きの見直しについて)

国土交通省 九州地方整備局の入札契約手続きの見直しの実施方針について

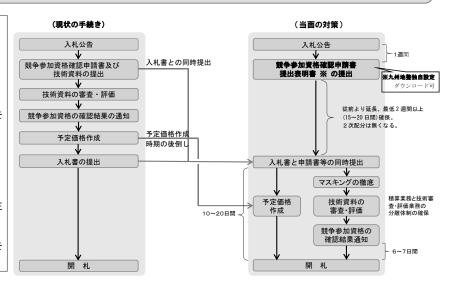
平成24年10月、公正取引委員会は、高知県内の入札談合事案に関して事業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行うとともに、 国土交通省に対し、入札談合関与行為等防止法に基づく改善措置要求を行った。

国土交通省では、当面の再発防止対策を取りまとめ、入札契約手続きに関しては、

- (1) 技術提案書における業者名のマスキングの徹底
- (2) <u>予定価格作成時期の後倒し、入札書と技術提案書の同時提出、総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保</u>など不正が発生しにくい制度への見直しを検討

【実施方針】

- ◆分任官発注で施工能力評価型を適用する一般土木工事のうち予定価格が6千万円以上3億円未満の工事において、当面の再発防止対策を踏まえた手続きフローにより実施する。
- ◆平成26年4月1日以降に 入札手続きを開始する工事 (平成26年度通常工事)から 適用する。(平成25年度補正 丁事は対象外)
- ◆今後、工種、ランクの拡大を 進める。



雇用改善コーナー ■1

平成27年4月1日から、パートタイム労働法が変わります

~新しいパートタイム労働法の概要~

1 労働条件の文書交付・説明義務

(1) 文書の交付等による明示が事業主に義務付けられています。

下線部は平成 26 年の改正により施行される部分

〈労働基準法で義務付けている項目〉

・契約期間、仕事の場所、内容など

〈パートタイム労働法で義務付けている項目〉

·昇給、賞与、退職手当の有無 ·相談窓口 (相談担当者職氏名等)

(2) 雇入れ時、またはパートタイム労働者から求めがあった場合に説明することが事業主に義務付けられています。

【雇い入れ時の説明内容の例】

- ・賃金制度はどうなっているか、教育訓練はどうなのか。 福利厚生施設が利用できるか
- ・どのような正社員転換推進措置があるか等

【説明を求められたときの説明内容の例】

どの要素をどう勘案して賃金を決定したか。どの教育訓練や福利厚生 施設が使えるのか、なぜ使えないのか。正社員への転換推進措置の決 定にあたり何を考慮したか等

- (3) パートタイム労働者が説明を求めたことを理由に不利益な取扱いをすることは禁止されています。
- (4) パートタイム労働者からの相談に対応するための体制整備が事業主に義務付けられます。

2 均等・均衡待遇の確保の促進

- (1) 事業主が、雇用するパートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合は、その待遇の相違は職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない、とする広く全てのパートタイム労働者を対象とした待遇の原則の規定が創設されます。改正後は、パートタイム労働者の待遇に関するこうした考え方も念願に、パートタイム労働者の雇用管理の改善を図っていただくこととなります。
- (2) 正社員と同視すべきパートタイム労働者 {職務の内容、人材活用の仕組みが正社員と同じパートタイム労働者 (無期労働契約要件が削除され、禁止されるパートタイム労働者の対象範囲が拡大されます)} について正社員との差別的取扱いが禁止されています。



例えば、有期労働契約のパートタイム労働者が職務の内容も人材活用の仕組みも正社員と同じなら、 賃金、教育訓練、福利厚生施設の利用をはじめ全ての待遇について、正社員との差別的取扱いが禁止 されます。正社員に支給されている各種手当も支給の対象となります。

*「パートタイマー」「アルバイト」「嘱託」「臨時社員」など呼び方は異なっていても「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」であれば、パートタイム労働法の対象となります。

3 通常の労働者への転換の推進

正社員の募集を行う場合のパートタイム労働者への周知、新たに正社員を配置する場合のパートタイム労働者への応募の機会の付与、正社員への転換のための試験制度等、正社員への転換を推進するための措置を事業主に義務付けています。

4 パートタイム労働法の実効性を高めるための規定の新設

- (1) 雇用管理の改善措置について<u>規定に違反している事業主に対して、厚生労働大臣が勧告しても、事業主がこれに従わない場合は、厚生労働大臣はこの事業主名を公表できることとなります。</u>
- (2) 事業主がパートタイム労働法の規定に基づく報告をしなかったり、虚偽の報告をした場合は、20万円以下の過料に処せられます。

パートタイム労働法に関するお問合わせは、宮崎労働局雇用均等室へ <u>☎ (0985) 38 - 8827</u> パートタイム労働法の改正については、《パート労働ポータルサイト》でも情報を提供しています。

http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/

事業協同組合 ■ ■

地域建設業経営強化融資制度について

(平成26年4月1日より実施期間、助成金利が変わりました。)

1. 制度概要

- ·工事未完成部分を含む債権譲渡契約 (国から1.1%を上限に貸付金利の助成)。
- ・新制度において工事未完成部分は、保証事業会社が債務保証を行う。

2. 制度実施期間

・平成27年3月末までの時限措置として実施。

3. 対象となる建設企業

・公共工事を受注・施工している中小・中堅建設企業

4. 対象となる工事

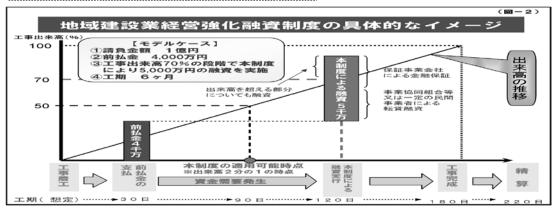
- ・国、地方公共団体等の発注する工事を対象。
 - ※ただし、低入札価格調査の対象となった者と契約した工事は対象外とする。
- ・当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと発注者が認めた日以降。
- ・保証事業会社による金融保証(出来高を超える部分、未完成部分)を受ける時は、前払金の 支払を受けた工事対象。(金融保証(出来高を超える部分)を受けとらない時は、前払金を受け取らなくても可)

5. 事務手続き等

- •窓口•••••宮崎県建設事業協同組合
- ・貸付金利・・・・・・2.2% ~ 2.85% (※未完成部分は別途金利必要)
- ・事務手数料・・・・・0.07% ~ 0.15% (※未完成部分は別途手数料必要)
- ·契約書類······地域建設業経営強化融資専用債権譲渡契約用紙

事務の流れ (注意 手続き申請には、余裕をもっておこなってください)

- ① 地域建設業経営強化融資用契約用紙(**債権譲渡契約証書1枚、債権譲渡契約依頼書1枚**)に 必要事項を書き込み、**合計2枚**を組合へ送付。
 - (注意 書き込み時には、印鑑押印、印紙貼り付けはしないでください。)
- ② 組合にて内容確認後、組合印鑑を押印し、合計6枚を返送。 (債権譲渡契約証書3枚、債権譲渡契約依頼書3枚、発注者控1枚毎、組合控1枚毎、企業控1枚毎)
- ③ 返送された書類に、印鑑を押印、印紙を貼り付け。
- ④ 発注者へ申請。(債権譲渡契約証書1枚、債権譲渡契約依頼書3枚を提出)
- ⑤ 借入時に組合へ提出。(債権譲渡契約証書1枚、債権譲渡契約依頼書1枚を提出) (注意 融資申込み時の借入申込書等の書類は現状書式)



地域建設業強化融資制度に係る融資額と工事残代金の精算(モデルケース)

【前提条件】

①請負金額1億円 ②前払金4,000万円 ③工事出来高70% ④契約保証金1,000万円 ⑤債権譲渡額6,000万円

●融資可能額の計算例

※一般的な計算例であり、実際の算定方法は組合等によって異なります。

事業協同組合等による転貸融資額

①請負金額×③出来高-②前払金-④契約保証金

融資金額 1,800万円 (1億円×70%-4,000万円-1,000万円)×90%(掛け目)

●保証事業会社の金融保証による融資額 (最大限に融資を受けた場合)

①請負金額-②前払金-④契約保証金-事業協同組合等による融資金額

融資金額 3,200万円 (1億円-4,000万円-1,000万円-1,800万円)

●工事完成の場合の工事残代金の精算

A 工事残代金額 6,000万円(1億円-4,000万円)

B 違約金充当額 0円

①発注者による協同組合等への支払金額 6.000万円(A-B)

②事業協同組合等による組合融資への充当額 1.800万円

③事業協同組合等による保証会社への支払額 4,200万円(①-②)

④保証事業会社による銀行への返済額 3,200万円

⑤保証事業会社から建設企業への支払金額 1,000万円

注1:実際の融資額は、工事の出来高、保証会社 の審査、融資を行う金融機関の対応等により異な ります。

最大融資

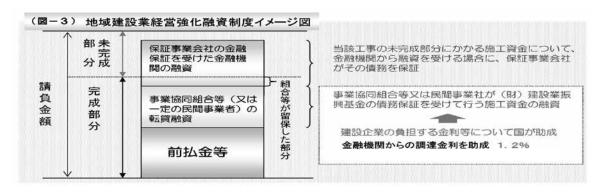
可能額

5.000万円

注2:融資にあたっては金融機関に支払う借入金利のほか、事業協同組合等や保証事業会社に支払う保証料等が必要になります。

注3:保証事業会社の保証料は日歩3厘(年利換 算1.095%)となります。

公共工事の請負代金債権の譲渡を活用した融資制度 従来制度 新制度 地域建設企業 SN2 **SN1** 『下請セーフティネット債務保証事業 『地域建設業経営強化融資制度』 SN2を選択すると 国の金利助成有 出来高の範囲内に加え、 出来高の範囲内で融資 出来高を超えて融資可能! 国が金利 事業協同組合等(又は一定の民間事 事業協同組合等(又は一定の民間事 を助成 業者)の転貸融資 業者)の転貸融資のみ 1.2% 金融保証による融資は受けられない 金融保証による融資が可能 ※途中から「地域建設業経営強化融資制度」 平成21年1月28日 ※転貸融資のみを受けたのち、追って金融保証による融資を受けることも可能です。 に切り替えることはできません 実行の融資より ※国からの助成が受けられます。 融資1回/1.1%を上限に助成 調達金利 助成金は工事完成後2ヵ月後から6ヵ月後に助成予定



※ 平成26年3月末までは、助成金利1.2%適用

技士会 ▮ ▮

1. 平成27年度1級(学科)・2級土木施工管理技術検定試験 受験準備講習会のご案内

昨年、宮崎県土木施工管理技士会主催の土木施工管理技術検定試験準備講習会に、1級39名、2級31名の方が参加されました。近年、1級・2級とも土木施工管理技士の資格取得が難しくなっております。宮崎県土木施工管理技士会では、毎年、宮崎県建設業協会の後援により1級・2級土木施工管理技術検定試験の合格者が一人でも多く輩出されるように開催しております。講習会は、一般財団法人地域開発研究所のテキストを使用し、経験豊富で優秀な講師による受験対策のポイントを押さえた講義を実施しており、受講者に好評をいただいております。平成27年度の日程等につきまして、下記のとおり計画いたします。資格取得を目指す技術者の皆さん、準備方お願いします。

日 程 1級学科講習 6日間

平成27年5月13日(水)~5月15日(金)

平成27年5月27日(水)~5月29日(金)

2級学科・実地講習 6日間

平成27年7月22日(水)~7月24日(金)

平成27年7月29日(水)~7月31日(金)

場 所 宮崎県建設会館 宮崎市橘通東2丁目9番19号

お問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会 0985-31-4696

または各地区建設業協会

2. 平成27年度 1 級・2 級土木施工管理技術検定試験の 申込書受付について(お知らせ)

平成27年度の1・2級土木施工管理技術検定試験の申込書受付が始まります。受付期間が短いので、手続きをお忘れないように早めに準備してください。

この技術検定試験は、土木工事に従事する者を対象に技術力の向上を図ることを目的として、建設業法第27条の規定により実施される技術検定制度です。

この検定試験に合格されますと、公共土木工事において施工計画を作成し、現場における工程管理、安全管理 等を行う主任技術者または監理技術者になることができる土木施工管理技士の資格を取得することができます。

受付期間 1級 平成 27 年 4 月 1 日 (水) ~ 4 月 15 日 (水)

2級 平成27年4月14日(火)~4月28日(火)

申込み用紙につきましては、 $1 \cdot 2$ 級とも 3 月13日に販売開始されます。詳しくは(一財)全国建設研修センターのホームページをご覧ください。

技士会 ■ ■

3. 平成26年度2級土木施工管理技術検定の合格発表

平成26年10月26日(日)に実施されました2級土木施工管理技術検定の合格発表が、平成27年2月5日にありました。 全国の会場で28,480名が受験し、9,554名が合格、合格率33.5%、と昨年とほぼ同じ合格率となっています。鹿 児島会場は、受験者903名、合格者275名、合格率は全国平均より低く、30.5%でした。

(一財)全国建設研修センターのホームページに合格者の受験番号が掲載されております。合格された方は、九州 地方整備局長に対し、技術検定合格証明書の交付手付きが必要となりますので、忘れずに手続きをしてください。

種別:土木

●実施状況:(平成26年10月26日実施 全国19地区36会場)

	· (干版20年	学科試験			実地試験		学科試験のみ
試験地	出席者数	合格者数	合格率(%)	出席者数	合格者数	合格率(%)	合格者数
札幌	1,115	644	57.8	1,098	361	32.9	381
釧路	278	122	43.9	237	69	29.1	69
青森	696	354	50.9	512	190	37.1	222
仙台	2,845	1,553	54.6	2,691	982	36.5	861
秋田	491	243	49.5	434	154	35.5	123
東京	6,616	3,573	54.0	6,679	2,223	33.3	2,004
新 潟	1,240	685	55.2	1,185	417	35.2	382
富山	887	537	60.5	816	280	34.3	349
静岡	865	476	55.0	794	287	36.1	266
名古屋	2,611	1,398	53.5	2,497	787	31.5	861
大 阪	3,540	1,897	53.6	3,665	1,179	32.2	1,032
松江	415	239	57.6	395	124	31.4	151
岡山	838	400	47.7	764	256	33.5	216
広島	894	472	52.8	881	302	34.3	255
高 松	938	472	50.3	884	276	31.2	294
高知	337	178	52.8	313	117	37.4	95
福岡	3,611	1,842	51.0	3,290	1,128	34.3	1,083
鹿児島	1,053	561	53.3	903	275	30.5	368
那覇	479	239	49.9	442	147	33.3	142
計	29,749	15,885	53.4	28,480	9,554	33.5	9,154

4. 平成27年度監理技術者講習の日程お知らせ

監理技術者講習につきましては、現行の建設業法では講習受講修了証が必要なため、平成27年度も技士会主催 講習を下記のとおり実施します。会場は宮崎県建設会館となっています。

日 程	場所
平成 27 年 5月 18日 (月)	宮崎県建設会館
平成 27 年 7 月 28 日 (火)	n
平成 27 年 11 月 12 日 (木)	n,

監理技術者とは、

発注者から直接、公共工事を請け負い、そのうち、総額 3,000 万円以上を下請け契約して工事を施工する場合 (土木)は、監理技術者を工事現場に置かなければなりません。

監理技術者は、常に最新の法律制度や技術動向を把握する必要があることから、現行の建設業法では、監理技術者講習を修了した日から5年を経過することのないように国土交通大臣に登録された監理技術者講習を受講し、講習修了証を携帯しなければならないことになっております。

また、講習修了証とは別に監理技術者資格者証の交付を受ける必要があります。資格者証の交付につきましては、建設業技術者センターのホームページに案内があります。

建退共 ▮ ▮

1. 建退共 Q&A(退職金の請求関係)

Q 1 退職金の請求ができるのはどのような場合で、その手続きは

A 建退共制度の退職金は、加入している労働者(被共済者)が建設業で働かなくなったときや、独立して事業 を始めたときなどの場合(請求事由)に請求することができます。

ただし、手帳に貼付された共済証紙の合計(掛金助成50日分を含む)が24月(500日)以上(被共済者死亡の場合は12月(250日))必要です。

(請求できる場合)

労働者(被共済者)が

- 1 独立して仕事を始めた。
- 2 無職になった。
- 3 建設関係以外の事業主に雇われた。
- 4 建設関係の事業所の社員や職員になった(事業主になった場合も含む)。
- 5 けが又は病気のため仕事ができなくなった。
- 6満55歳以上になった。
- 7 死亡した。

(請求できる人)

退職金を請求することができるのは、共済手帳に記載されている労働者本人(またはその遺族)に限られていますので、労働者自身で請求手続きをしていただくことになります。

事業主から、「会社から直接本人に渡してあげたい」とのお問い合わせがありますが、事業主が請求したり、退職 金を受け取ったりすることはできません。

(請求手続き)

請求手続きは、労働者本人(手帳の名義人)が、「退職金請求書」(様式第007号)に、「共済手帳」(現在使っているもの)、「住民票」(原本)を添えて、建退共宮崎県支部に提出(郵送の場合は簡易書留)してください。

振込み先は、請求書に記載された本人名義の口座(金融機関の確認印が必要)です。

請求書を提出してから本人の口座に振り込まれるまでに約1か月ほどかかります(2~3日前にハガキで通知があります)。

なお、本人に対しては、退職金を受領した旨を事業主へ連絡するようお願いしています。

Q2 労働者(被共済者)が会社(共済契約者)に多大な損害を与えたので、退職金の不支給 または減額の措置はできませんか。

▲ 中小企業退職金共済法に基づき不支給にはできませんが、事業主(共済契約者)から申し出があり、厚生労働大臣が認めた場合は、減額して支給することはできます。

事業主は、認定を受けようとするときは、労働者の退職事由が中小企業退職金共済法施行規則第18条で定める基準(横領などの刑罰法規、会社への重大な損害、秘密漏洩など)に該当することを明らかにした「退職金減額認定申請書」を労働者が退職した日の翌日から起算して二十日以内に厚生労働大臣に提出する必要があります。

■ 建退共

2. 建退共宫崎県支部取扱状況(1月分)

区分月別	共 済 契約者数	被共済者数
12月末計	社 2,811	名 48,536
加入	7	124
脱 退	2	50
1月末計	2,816	48,610

月別 区分	手帳更新 状 況	退職金		掛金収納状況 (12月の状況)
前年度まで	冊	件	千円	千円
の累計	408,692	46,358	28,007,936	113,928,163
当月分	673	54	39,293	59,513
26 年度分	7,859	788	636,703	585,244
制度創設累計	416,551	47,146	28,644,639	114,513,407

厚生年金基金 📲

事業概況 (1月分)

1. 適 用 (平成27年1月末現在)

型		加 入 員 数	
以	男	女	計
291	3,410	512	3,922

2. 給 付

(1) 老齢年金給付及び一時金の裁定状況 (平成26年度)

(金額:円)

					当	月	分		年	度	累	計
				件数		金	額	件数			金	額
退職年金	新	規 裁	定	26			7,084,500	198				59,996,400
	失	権	者	6			1,332,500	82				13,267,500
選択	_	時	盼	2			1,980,600	406				259,872,900
脱 退 (企業年金)	一 連合会	時 移換を含	金 (む)	18			3,260,000	174				28,234,900
遺族	_	時	邸	2			2,464,800	5				4,937,700

(2) 年金受給権者数 (金額:円)

				内	訳			
件数	年 金 額		全額支給		一部支給	全額停止		
		件数	年 金 額	件数	年 金 額	件数	年 金 額	
6,129	1,350,543,400	6,039	1,300,908,000	30	16,429,200	60	33,206,200	

3. 保有資産(時価)

年金給付等積立金 17,514,795,621

建災防 ■

1. 平成28・29年度入札参加資格審査における会員(加入) 証明書の交付について

宮崎県の「入札参加資格審査」において、当支部の会員については加点の対象となっているところですが、これは会員事業場が日頃より労働災害防止活動に取り組んでいるとともに、社員を講習会等に受講させることによって技能労働者及び有資格者を育成し、また、社員の安全衛生教育を積極的に行っていることを評価されているからであります。

この趣旨を踏まえ、当支部では、会員(加入)証明書の交付については、当支部が実施する講習会等を2回以上 受講している実績があることを要件としているところです。

つきましては、平成28・29年度の宮崎県「入札参加資格審査」におきましても、平成25年9月1日~平成27年9月30日の間に当支部が実施する講習会等に2名又は同一人に2回以上受講させている実績がある場合に、「会員(加入)証明書」を交付することとしておりますので、趣旨をご理解いただき計画的な受講をお願い致します。

なお、平成27年度の講習会につきましては、2月末に年間予定表を会員事業場に送付しています。

2. 足場に関する労働安全衛生規則の改正について (厚生労働省発表)

厚生労働省では、足場からの墜落災害は長期的には減少傾向にあったが、近年、増加傾向になっているという 状況を受けて、労働安全衛生規則の改正を行い、足場からの墜落防止対策の強化を予定しております。改正内容の 概略は以下のとおりであります。なお、施行日は平成27年7月1日の予定です。

1 特別教育の追加

特別教育の対象業務に、足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務を追加する。

2 足場における高さ2m以上の作業場所の作業床に係る墜落防止措置の充実

- ①作業床の要件に、床材と建地との隙間を12cm未満とすることを追加する。
- ②作業の必要上臨時に墜落防止設備を取り外す場合等の措置に、関係労働者以外の労働者の立入禁止及び 作業終了後の墜落防止設備の復旧を追加する。

※架設通路及び作業構台についても同様の措置を追加する。

3 足場の組立て等の作業に係る墜落防止措置の充実

- ①高さ5m以上の構造の足場の組立て等の作業に係る墜落防止措置等の対象を高さ2m以上の構造の足場まで拡大する。
- ②足場材の緊結等の作業を行うときは、原則として、幅40 c m以上の作業床の設置、安全帯取付け設備等の設置及び安全帯を使用させる措置を講ずることとする。

4 鋼管足場に係る規定の見直し

鋼管規格に適合する単管足場については、建地の下端に作用する設計荷重が当該建地の最大使用荷重を超 えないときは、鋼管を二本組とすることを要しないこととする。

5 注文者の点検義務の充実

特定事業の仕事を行う注文者の点検義務に、足場又は作業構台の組立て等後の点検を追加する。

3. 「足場の組立等の業務に係る特別教育」の新設について

前記のとおり、厚生労働省では、足場に関する労働安全衛生規則の改正を予定しており、この中で**「足場の組立て、解体、変更の作業を行う作業者に対して、特別教育を行わなければならない」**という規定が、新たに設けられることになっています。

ここで、足場関係の資格・教育を整理すると次のとおりとなります。

◎足場の組立等作業主任者

つり足場・張出し足場・高さ5メートル以上の足場の組立て、解体、変更の作業を行わせる場合、作業主任者 を選任し、その者に作業を指揮させなければならない。

(労働安全衛生法第14条・同法施行令第6条・同規則第566条)

◎足場の組立等の特別教育

足場の組立て、解体、変更の作業を行わせる場合、特別教育を行わなければならない。

(労働安全衛生法第59条・労働安全衛生規則第36条)

労働安全衛生規則の改正により、平成27年7月1日より施行

- ①足場の高さ、種類に関係なく(脚立足場やローリングタワーなども含む)特別教育が必要となります。
- ②足場の組立、解体だけでなく、変更 (手すりなどの一時的な取り外しなど) を行う場合も必要です。
- ③「足場の組立等作業主任者技能講習」を修了した者は省略できます。

◎足場の点検者

作業を開始するまえに、足場の手すり、筋かい、幅木等の点検を行い、それを記録しなければならない。 (労働安全衛生規則第567条)

足場の点検者について、資格などはありませんが、厚生労働省の通達では、「足場の点検について、**十分な知識、経験を有する者**」としています。

(厚生労働省労働基準局 平成24年2月9日付け基安発0209第2号)

また、点検者の例として

建設業労働災害防止協会(建災防)等が実施する「足場の組立等作業主任者能力向上教育」、「**足場の点検実務者研修**」などを受講した者があげられています。

(厚生労働省労働基準局 平成24年4月9日付け事務連絡)

※ 建災防 宮崎県支部では、上の3つに関する技能講習、特別教育等を実施する予定です。

建災防 ■

4. 平成27年度上半期(4月~9月)講習会の案内

※会員事業場には2月下旬に年間予定表を送付しています。

	講習名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	下半期(10月~ 3月)の予定		
	足場の組立て等作 業主任者	21~22 清 武		2~3 延 岡		4~5 清 武		12 月に清武で 開催		
作	型枠支保工の組立 て等作業主任者	14~15 延 岡		16~17 清 武						
業主	地山の掘削等作業 主任者		19~21 清 武		28~30 延 岡			11 月に清武で 開催		
任	木造建築物の組立 て等作業主任者					25~26 清 武				
者	鉄骨の組立て等 作業主任者				7~8 清 武					
	コンクリート造の解 体等作業主任者		12~13 清 武							
	職長・安全衛生責 任者教育	7~8 清 武		10~11 清武 30~ 1 延岡		6~7 清 武		10 月に延岡で 開催		
特	足場の組立等 特別教育 (新規)					18 清 武	1 延 岡 30 高千穂	10月、11月に 清武、延岡で開催		
別	足場の点検実務者 研修				15 清 武	12 延 岡				
教育	現場管理者統括 管理講習						8 清 武			
•	低圧電気取扱い 業務特別教育					19 清 武		10 月に延岡で 開催		
én.	ダイオキシン類従 事者特別教育				22 清 武					
般	熱中症予防指導員 研修	20 清 武	27 清 武	9 延 岡	14 清 武					
教	振動工具取扱い 従事者教育						2 清 武			
育	丸のこ等取扱い 従事者教育						28 清 武			
	酸欠・硫化水素作 業特別教育							10 月に清武で 開催		
	自由研削砥石の取 替の特別教育				3 清 武	11 延 岡				
	小型車両系(整地・ 掘削等)特別教育	24~25 清 武	8~9 延 岡	5~6 清 武	10~11 清 武		4~5 延 岡	10月、2月清武、 1月延岡で開催		
車両	ローラーの運転特 別教育		29~30 清 武		17~18 延 岡			12 月に清武で 開催		
系建	車両系(整地・掘削 等)技能講習	10~11 延 岡	22~23 清 武	26~27 清 武	24~25 清 武	28~29 延 岡	25~26 清 武	10月~3月 清武、延岡で開催		
設	高所作業車運転技 能講習	17~18 清 武	15~16 延 岡	12~13 清 武	31~1 清 武	21~22 延 岡	18~19 清 武	11月、2月清武、 1月延岡で開催		
機械	車両系(解体用) 技能講習	27 清武 28 清武	26 延 岡	24 清 武				11 月に清武で 開催		
	不整地運搬車運転 技能講習	30~1 清 武		19~20 延 岡			15~16 清 武	11 月に延岡で 開催		
132	(注) 東面系建設機械(解休用)については、巫成25年7月の労働安全衛生規則の改正により、新たに講習を受けない。									

⁽注) 車両系建設機械(解体用)については、平成25年7月の労働安全衛生規則の改正により、新たに講習を受けないと鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機の運転はできませんのでご注意下さい。

火薬協会 📲

平成27年の火薬類保安講習会の開催について

平成27年の火薬関係の各種保安講習会は、下記の日程で開催を予定しています。

- 保安手帳の6ページ右端欄の次回受講期限日が、「平成27年中」と記入されている方は、平成27年中に保安教育を受講しなければ保安手帳の効力が失効します。
- 受講申込は、所定の申込用紙で事前に宮崎県火薬保安協会へ申込んでください。 申込用紙は、4月上旬に各会員事業所や各地区(市)建設業協会等に送付予定です。
- 申込会場が、会場定員を超えたときは、他の講習会場へ変更していただくことがあります。
- 台風災害、講習会場の都合、その他の事由で急きょ会場や日程を変更することがあります。
- 保安手帳の失効者は、再教育講習を受講して、従事者手帳の失効者は、従事者講習を受講して新たに 手帳の交付申請をしていただくことになります。

各種講習会日程

開催月日	曜	会 場	講習会種別	開始時間
5月19日	火	宮崎県建設会館	再教育、(総 合) 責任者、従事者	1 0 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0 ~
6月 4日	木	都 城 建 設 会 館	責任者、従事者	13:00~
7月16日	木	宮崎県建設会館	知事試験養成講習	09:00~
7月17日	金	宮崎県建設会館	知事試験養成講習	09:00~
8月 6日	木	高千穂建設会館	責任者、従事者	13:00~
8月27日	木	日 南 建 設 会 館	責任者、従事者	13:00~
9月17日	木	延 岡 建 設 会 館	責任者、従事者	13:00~
10月22日	木	日 向 建 設 会 館	責任者、従事者	13:00~
11月 5日	木	西都建設会館	責任者、従事者	13:00~
12月10日	木	宮崎県建設会館	再教育、(総 合) 責任者、従事者	1 0 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0 ~

- ※ 再教育(総合)講習会の講習開始時間は、10:00です。
 - 再教育講習会は、5月と12月の2回しかありませんので、いずれかを受講して下さい。
- ※ **責任者、従事者講習会**の開始時間は各会場とも**13:00**です。
 - 宮崎県建設会館には、会館内の各事務所の一般来客用の駐車場しかありませんので、講習受講者は、必ず周辺の有料駐車場をご利用ください。
- ※ 今年は、小林会場、高鍋会場がありませんので最寄りの会場で受講して下さい。
- ※ 詳細は、宮崎県火薬保安協会(電話0985-25-4678)にお尋ねください。

保証会社 ■

1. 宮崎県内の公共工事動向(前払保証分)(1月分)

西日本建設業保証(株) 宮 崎 支 店

I. 全般の状況

(単位:件、百万円)

		当月				累計				
	件数	増減率	請負金額	増減率	件数	増減率	請負金額	増減率		
平成26年度	328	▲ 17.8%	8,168	27.2%	4,217	▲ 7.9%	125,430	▲ 13.1%		
平成25年度	399	1.0%	6,422	▲ 42.6%	4,579	18.0%	144,340	24.5%		
平成24年度	395	▲18.2%	11,184	25.9%	3,879	▲ 3.3%	115,919	9.6%		

Ⅱ. 発注者別の状況

(単位:件、百万円)

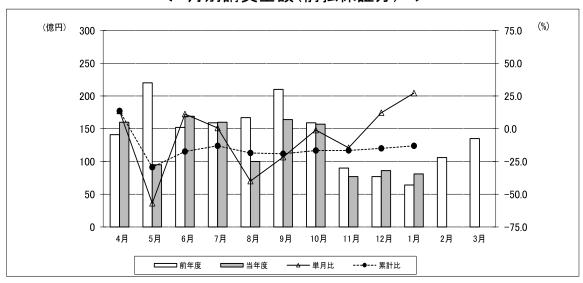
_							,		
		当 月			累計				
	件数	増減率	請負金額	増減率	件数	増減率	請負金額	増減率	
国	5	▲ 16.7%	3,316	1633.1%	265	▲ 27.6%	28,869	▲ 15.3%	
独立行政法人等	3	▲ 50.0%	194	164.4%	26	▲ 52.7%	2,846	▲ 73.7%	
県	86	▲ 43.0%	1,666	▲58.9%	1,544	▲ 5.5%	40,590	▲ 7.5%	
市町村	230	▲ 1.7%	2,821	35.7%	2,334	▲ 5.6%	50,128	3.7%	
その他	4	100.0%	169	786.2%	48	▲ 9.4%	2,996	▲58.4%	
計	328	▲ 17.8%	8,168	27.2%	4,217	▲ 7.9%	125,430	▲ 13.1%	

Ⅲ 地区別の状況

(単位:件、百万円)

		当	月		累計				
	件数	増減率	請負金額	増減率	件数	増減率	請負金額	増減率	
宮崎	74	▲ 12.9%	4,565	144.5%	844	▲ 9.1%	29,254	▲5.2%	
高 岡	9	▲18.2%	128	▲ 9.2%	143	▲ 5.9%	2,462	▲ 15.8%	
西都	31	29.2%	348	▲ 7.7%	288	5.9%	8,095	22.0%	
高 鍋	11	▲ 45.0%	166	▲ 42.7%	250	▲ 3.5%	9,529	1.2%	
日南	16	▲36.0%	352	▲ 34.7%	240	▲ 12.7%	8,534	▲29.1%	
串 間	13	160.0%	320	207.8%	174	0.6%	4,032	29.7%	
都城	40	29.0%	278	▲ 20.7%	532	▲ 3.3%	14,898	▲34.5%	
小 林	40	0.0%	512	71.2%	427	▲ 12.3%	10,493	▲ 9.3%	
日向	50	▲29.6%	497	▲ 63.6%	651	▲ 3.7%	14,247	▲36.6%	
延岡	25	▲30.6%	672	35.0%	352	▲ 15.6%	16,984	6.9%	
西臼杵	19	▲ 62.7%	326	▲ 44.5%	316	▲ 19.0%	6,898	3.1%	
計	328	▲ 17.8%	8,168	27.2%	4,217	▲ 7.9%	125,430	▲ 13.1%	

< 月別請負金額(前払保証分) >



■ 保証会社

2. 中間前払金制度のご案内

中間前払金制度とは、建設企業の資金需要へ的確に対応することを目的として、当初の前払金40%に加え、 更に20%の前払金を請求することができる制度です。

■ 制度採用発注者

宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、高鍋町、 新富町、国富町、綾町、木城町、川南町、都農町、門川町、美郷町、高千穂町、日之影町、椎葉村、諸塚村、 西米良村、国土交通省、農林水産省など。

■ 請求可能時期

工期の2分の1を経過し、かつ工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が終了し、工事の出来高が 50%以上となったとき。

■ 中間前払のメリット

- 簡単な手続で工事代金が早く受け取れます。
- ② 一括現金払出のため、迅速な支払ができます。
- ③ 保証料が一律0.065%と格安です。 例:中間前払金1000万円の場合、保証料はわずか6500円です。

■ 保証申込時に必要な書類

- 1. 保証申込書
- 2. 使途内訳明細書(「既済部分の材料費・労務費」として一括現金計上)
- 3. 認定調書(通知書)の写し

※ 認定調書とは、その工事が中間前払の支出要件を満たしていることを発注者が証明する書類です。 中間前払金を請求可能な時期になりましたら「中間前金払認定請求書(申請書)」に「工事履行報告書」を添えて発注者に提出して下さい。発注者より「認定調書(通知書)」が発行されます。

平成26年度宮崎県内の中間前払保証実績(平成27年1月末現在)

(単位:件、千円)

	3% \\\by		11. 341	ニモク ム みご	134 34	(十四・117 117
	発 注 者		件数	請負金額	増減率 (件数)	増減率 (請負金額)
玉	土 交 通		10	6,388,166	0.0%	380.8%
農	林 水 産		1	28,080	<	<
九	州防衛		1	261,565	<	<
宮	崎	県	126	6,788,546	▲ 16.0%	15.1%
宮	崎	市	40	1,921,861	▲16.7%	27.9%
都	城	市	16	1,119,448	▲33.3%	▲28.5%
延	岡	市	25	1,012,284	0.0%	86.6%
日	南	市	3	371,338	▲25.0%	▲ 52.3%
小	林	市	5	113,902	▲58.3%	▲ 53.5%
日	向	市	4	340,372	0.0%	383.5%
西	都	市	7	767,212	250.0%	2525.7%
玉	富	町	1	40,111	0.0%	180.9%
高	千 穂	町	1	28,080	0.0%	386.2%
日	之 影	町	1	37,905	0.0%	▲ 47.3%
美	郷	町	1	66,960	▲ 75.0%	▲ 74.0%
諸	塚	村	2	85,536	<	<
宫	崎 大	学	4	1,536,516	33.3%	48.1%
その	の他公共的	団体	3	408,178	<	<
	計		251	21,316,064	▲ 14.3%	54.2%

● 問い合わせ先: 西日本建設業保証(株)宮崎支店 TEL 0985-24-5656 FAX 0985-20-1167

URL http://www.wjcs.net/

書籍のご案内



大成出版社からの書籍のご案内

★平成26年6月に改正された建設業法・公共工事入札契約適正化法 等について、改正の趣旨から改正ポイント等をわかりやすいQ&A

特価 1,944円(税込)

B 5 判・並製・定価本体2,000円・図書コード3183·送料実費

- ●平成26年6月に公布された「建設業法等の一部を改正する法律」により『建設業法』、 『公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律』等の一部が改正されました。
- ●今改正は、公共工事品質確保促進法と建設業法および公共工事入札・契約適正化法等 を併せて改正することにより、建設業の担い手確保と地域建設業の課題を解決するため のダンピング受注の防止と受注者の適正な利潤確保に向けた発注者の責務を明確にし た非常に重要な改正です。

本書は、この改正建設業法・公共工事入札契約適正化法等について、改正の趣旨から 改正ポイント、施行に伴い改正された政令・省令等の内容まで織り込みわかりやすい Q&Aで解説した今回改正の全てがわかる関係者必携の図書!



藝大成出版社 http://www.taisei-shuppan.co.jp/

〒156-0042 東京都世田谷区羽根木1-7-11

TEL 03 (3321) 4131 FAX 03 (3325) 1888 ★弊社ホームページでもご注文いただけます。

■ 書籍のご案内

平成26年改正建設業法・入札契約適正化法等の解説 目次

第1編 解説 Q35 通知を受けた許可行政庁は、当該建設業者に対してどのような措置を講ずるのでしょうか。 Q36 通知された際に施工していた工事については、どうなるのでしょうか。 <総論> プラロの法改正の概要を教えて下さい。 今回の法改正の背景を教えて下さい。 今回の法改正に至った経緯を教えて下さい。 今回の法改正になった経緯を教えて下さい。 今回の法改正はいっから施行されるのですか。 Q3 今回の法改正に至った経緯を教えて下さい。 Q4 今回の法改正はいつから施行されるのですか。 <建設業法改正関係【解体工事業の追加】> Q5 解体工事業を追加した趣旨を教えて下さい。 Q6 そもも業種区分は何のためにあるのですか。また、現在の業種区分はどのような考え方で定められているのですか。また、現在の業種区分の見直しの経緯と考え方を教えて下さい。 Q8 これまで、解体工事を行うには建設策の許可は必要なかったのですか。 Q9 解体工事業の許可を必必には建設がようにすればいいですか。 Q10 解体工事業の計計に対象を過過増置の概要について教えて下さい。 <建設業法改正関係【暴力団排除条項の整備】> Q11 対象化事業の新設に関する経過措置の内容を教えて下さい。 (21 今回級力団排除条項の整備した趣旨を教えて下さい。 (212 今回の暴力団排除条項の整備した趣旨を教えて下さい。 (213 これまで建設業からは暴力団は排除されていなかったのですか。 (214 許可申請書等の閲覧制度の見直しの概要と、それに伴う許可申請書等の閲覧制度の見直しの概要と、それに伴う許可申請書の記載事項の変更について、報と、表れに伴う許可申請書の記載事項の変更について、表えて下さい。 (15 許可申請書等の閲覧制度の見重を教えて下さい。 (215 計可申請書等の閲覧制度の見重を教えて下さい。 (216 計可申請書等の閲覧制度に関する経過措置について教えて下さい。 (217 担い事請案とは、建設業者の責務を追加した理由を教えて下さい。 (218 建設業者の責務と、建設業者団体関係の改正の内容を教えて下さい。 (319 建設業者の責務と、建設業者団体関係の改正の内容を教えて下さい。 (319 建設業者の責務と、建設業者団体関係の改正の内容を教えて下さい。 (319 理談業者の責務と、建設業者団体関係の改正の内容を教えて下さい。 (319 理談業者の責務と、建設業者団体関係の改正の内容を教えて下さい。 〈教えて下さい。 Q50 一般建設業の技術者要件の見直しについて、その趣旨と改正内容を詳し 〈教えて下さい。 Q51 施工体制台帳について、改正の趣旨と内容を詳し〈教えて下さい。 Q52 経営事項審査について若手の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況を審査項目に追加した趣旨を教えて下さい。 Q53 経営事項審査について審査の対象となる建設機械の種類を追加した趣旨を教えて下さい。 Q54 「プレストレストコンクリート工事」を「プレストレストコンクリート構造物工事」に改正した趣旨は何ですか。 Q55 経営事項審査に関する様式改正の概要を教えて下さい。 Q56 建設業者団体の届出制度を見直した趣旨は何ですか。 < 浄化槽工事業登録会令改正関係> Dでしょうか。 国土交通大臣は、具体的にどのように建設業者団体の取り組みを支援す Q20 るのでしょうか。 <建設業法改正関係【その他の改正について】> 、無政未法以止関係 【その他の改正について】 > Q21 見積書の「提示」の義務が「交付」に改正された理由を教えて下さい。 <入札契約適正化法改正関係【ダンピング防止の追加】 > Q22 今回入札契約適正化の柱としてダンピング防止を追加した趣旨を教えて アさい。 <浄化槽工事業登録省令改正関係> Q57 浄化槽省令の改正の趣旨とその内容を教えて下さい。 <解体工事業登録省令改正関係> Q58 解体工事業登録省令の改正の趣旨とその内容を教えて下さい。 第2編 参考資料編 1 建設業法等の一部を改正する法律要綱 2 建設業法等の一部を改正する法律案提案理由説明 3 建設業法等の一部を改正する法律新旧対照表 4 建設業法等の一部を改正する法律第 5 建設業法等の一部を改正する法律第 6 建設業法等の一部を改正する法律案附帯決議 6 建設業法等の一部を改正する法律家附帯決議 6 建設業法等の一部を改正する法律の施行則日を定める政令 7 建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する 政令要綱 Q29 今回の改正で施工体制台帳の作成・提出する必要があった さい。 Q30 施工体制台帳はこれまでどのような場合に作成・提出する必要があった のでしょうか。 Q30 施工体制に関係しないのでは、1000 にようか。 のでしょうか。 Q31 施工体制台帳にはどのような事項を記載する必要があるのでしょうか。 Q32 施工体制台帳の作成・提出義務の拡大に関する経過措置について教えて 取り支配 3 建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する 政令新旧対照表 1 建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する 1 建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する 1 世 下さい。 <入札契約適正化法改正関係【発注者から許可行政庁への通知義務の追加】> Q33 発注者から許可行政庁への通知義務を追加した趣旨を教えて下さい。 Q34 「疑うに足る事実」とは具体的にどのようなものを想定しているのでし 以下 建設業法施行規則等の一部を改正する省令について 建設業法施行規則等の一部を改正する省令新旧対照表 建設業法施行規則等の一部を改正する省令 ょうか。

http://www.taisei-shuppan.co.ip/

社 〒156-0042 東京都世田谷区羽根木1-7-11 , Tel 03(3321)4131 FAX 03(3325)1888

★弊社ホームページでもご注文いただけます。 (969999)

------ (キリトリ線)-----注 文 年 月 日 (一社)宮崎県建設業協会員 専用申込書 定価 本体(税別) 書 3183 平成26年改正建設業法・入札契約適正化法等の解説 部 1,944円(税込) 部 注 合 計 円 *送料は実費となります。 聚線印 Ŧ 所在地 文 ______ フ リ ガ ナ_____ 団体・会社名 部課名 書 E-mail: TFL $\textcircled{F}\,\,\underline{\overset{\text{\tiny L}}{A}\,\,\underline{X}}$ 担当者名 購読区分 公用·私用 *ご記入いただいたお客様の個人情報は、ご注文いただいた書籍の配送、ご請求等の連絡およびダイレクトメールのお届け等の弊社の営業活動に限って利用し、その目的以外での利用はいたしません。



法定外労災補償制度

建設共済保険

更にリフレッシュして充実した制度になりました



公益財団法人

建設業福祉共済団

「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業 被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

取扱機関

一社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19 TEL.0985-22-7171 FAX.0985-23-6798

詳しい情報、保険料試算などの お問い合わせは

Tel. 03-3591-8451

http://www.kyousaidan.or.jp/